決議に付する決定

平成２３年（再）第１５号
愛知県新城市庭野字藤ノ本15番地
再生債務者　株式会社飯田カントリー倶楽部
1　決議に付する計画案　平成24年２月２日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成24年３月29日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月15日
平成24年２月16日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第８５号
東京都江戸川区北小岩５丁目１番12号
再生債務者　ニックスジャパン株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成24年２月６日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月27日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年３月19日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月13日
平成24年２月16日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第７号
名古屋市中川区十番町６丁目７番地７
再生債務者　メイホウフーヅ株式会社
1　決議に付する計画案　平成24年２月６日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成24年３月30日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成24年３月23日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成24年３月16日
平成24年２月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２３年（再）第５７号
神奈川県小田原市城内２番13号
再生債務者　株式会社田中組
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年２月15日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再）第６４号
東京都渋谷区道玄坂２丁目16番４号
再生債務者　株式会社ララ・プラン
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年２月14日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２０年（再）第１３号
東京都千代田区丸の内１丁目８番３号丸の内トラストタワー本館20階
再生債務者　株式会社坂本商会
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可決定確定後３年経過
平成24年２月14日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（再）第１３３号
東京都千代田区有楽町１丁目10番１号有楽町ビル
再生債務者　千代田開発観光株式会社
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年２月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第１８８号
神奈川県川崎市麻生区高石３丁目31番27号
再生債務者　株式会社相武機械
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年２月16日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１号
千葉県市原市中高根45番地
再生債務者　永野　明美
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年４月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第２３号
千葉県市川市南大野３丁目24番40―107号　アーバンビュー市川大野
再生債務者　沢山　　剛
1　決定年月日時　平成24年２月14日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年４月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第３１３号
千葉県浦安市東野２丁目11番25―108号東野市営住宅
再生債務者　倉田　滋代（旧姓五十内）
1　決定年月日時　平成24年２月15日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月21日から平成24年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第１３１号
さいたま市見沼区大和田町２丁目480番地５
再生債務者　伊藤　雅章
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第２５０号
埼玉県幸手市西１丁目２番３号
再生債務者　丸山　　修
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第１０８号
埼玉県八潮市大字古新田1085番地６
再生債務者　小守　寿明
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第１０９号
埼玉県八潮市大字古新田1085番地６
再生債務者　小守　郁枝
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年３月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２４年（再イ）第１１号
千葉市若葉区加曽利町984番地25
再生債務者　石川美奈こと　李　　姫慶
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（再イ）第２１号
千葉県市川市平田３丁目16番12―206号　ハイデンス市川
再生債務者　永倉　秀一
1　決定年月日時　平成24年２月16日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年３月８日まで
4　一般異議申述期間　平成24年３月22日から平成24年４月５日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係